

令和 7 年第 2 回

瑞浪市議会定例会議案

令和 7 年 6 月 5 日

目 次

承第 1 号	専決処分の承認について（令和 6 年度専第 1 1 号 瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について）……………	1
承第 2 号	専決処分の承認について（令和 6 年度専第 1 2 号 瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）……………	4
承第 3 号	専決処分の承認について（令和 7 年度専第 2 号 令和 7 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 1 号））……………	6
議第 4 1 号	瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	8
議第 4 2 号	瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 3
議第 4 3 号	瑞浪市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて……………	1 4
議第 4 4 号	財産の処分について……………	1 5
議第 4 5 号	東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会の設置について……………	1 6
議第 4 6 号	令和 7 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 2 号）……………	1 9
議第 4 7 号	令和 7 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	2 3

承第 1 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

専第 11 号

瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日 専決

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市税条例の一部を改正する条例

瑞浪市税条例（昭和 29 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 2 号中「第 2 条第 15 項」を「（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 16 項」に改める。

第 37 条の 2 第 8 項中「（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項」を

「第2条第16項」に改める。

第64条の6第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第83条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第91条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第83条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第91条の2第2項中「又は身体障害者等」を「若しくは身体障害者等」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第141条の2第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第150条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第10条の3中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに

係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の瑞浪市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第83条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承第 2 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

専第 12 号

瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日 専決

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例

瑞浪市都市計画税条例（昭和 32 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附則第 12 項中「第 34 項まで、第 38 項若しくは第 45 項」を「第 33

項まで、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 1 項若しくは第 4 4 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瑞浪市都市計画税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

承第3号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月5日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

専第2号

令和7年度瑞浪市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度瑞浪市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,815,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年4月22日 専決

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		1,921,900	25,000	1,946,900
	1 基金繰入金	1,875,169	25,000	1,900,169
歳入合計		20,790,000	25,000	20,815,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		538,000	25,000	563,000
	1 商工費	538,000	25,000	563,000
歳出合計		20,790,000	25,000	20,815,000

議第41号

瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年6月5日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市税条例の一部を改正する条例

瑞浪市税条例（昭和29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第18条中「瑞浪市公告式条例」を「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を瑞浪市公告式条例」に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第32条の3中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第37条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の3の2第1項第3号及び第37条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第37条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第37条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第93条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第93条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第94条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第95条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第93条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（1） 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

（2） 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場

合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの２０本に換算する方法

- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるものの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９４条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
 - （１） 第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
 - （２） 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９４条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和８年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （１） 附則第１６条の２の次に１条を加える改正規定及び附則第４条の規定 令和８年４月１日
- （２） 第１８条及び第１８条の３の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第２条 この条例による改正後の瑞浪市税条例（以下「新条例」という。）

第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第32条の3及び第37条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第37条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の3の2第1項第3号及び第37条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第37条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「条例施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第37条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第37条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、条例施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の瑞浪市税条例（以下「旧条例」という。）第37条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第37条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第37条の3の3第1項の規定は、条例施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第37条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、条例施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第37条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条

の 2 の 2 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 3 0 日までの間に、瑞浪市税条例第 9 3 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第 9 5 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第 1 6 条の 2 の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 瑞浪市税条例第 9 5 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 1 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0. 5 を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第 1 6 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0. 5 を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議第 4 2 号

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瑞浪市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項中「及び第 1 9 条第 1 項」を削る。

第 1 7 条第 1 項中「4 月」を「7 月」に改める。

第 1 9 条を次のように改める。

第 1 9 条 削除

第 1 9 条の 2 を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議第 4 3 号

瑞浪市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

瑞浪市固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 0 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

氏 名	住 所	生 年 月 日
兼 松 美 昭	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第44号

財産の処分について

次のとおり財産を処分したいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月5日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

1 処 分 の 理 由 瑞浪クリエーション・パーク内の賃貸借区画
用地にて操業中の借受人より、土地購入の申
し出があったため

2 処分しようとする土地

所 在 地	地 目	地 積(㎡)
瑞浪市山田町字小洞2022番	宅地	20,560.11
瑞浪市山田町字小洞2023番	宅地	13,596.79
合 計		34,156.90

3 売 却 金 額 797,282,000円

4 売 却 の 相 手 方 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目5番28号
桜通豊田ビル
東山フィルム株式会社
代表取締役 堤 秀 介

議第45号

東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会の設置について

多治見市、瑞浪市及び土岐市においてごみ焼却施設を共同して設置、運営及び維持管理することについて審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき、次のように規約を定め、東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会を設置するものとする。

令和7年6月5日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会共同設置規約

（設置）

第1条 多治見市、瑞浪市及び土岐市は、ごみ焼却施設を共同して設置、運営及び維持管理することについて審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき、同法第138条の4第3項に規定する審議会を共同して設置するものとする。

（名称）

第2条 この審議会は、東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会（以下「審議会」という。）という。

（審議会を設ける市）

第3条 審議会は、多治見市、瑞浪市及び土岐市（以下「関係市」という。）が、これを設ける。

（執務場所）

第4条 審議会の執務場所は、多治見市日ノ出町2丁目15番地多治見市役所内とする。

（所掌事務）

第5条 審議会は、関係市の市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調

査審議する。

- (1) 関係市が共同設置するごみ焼却施設の建設候補地に関すること。
- (2) ごみ焼却施設の共同での設置、運営及び維持管理に関すること。
- (3) その他関係市が必要と認めること。

(組織)

第6条 審議会は、委員18人以内で組織する。

(委員の任免)

第7条 審議会の委員は、関係市の市長が指名する者及び関係市の市長が協議して定める者について、多治見市長がこれを選任する。

- 2 多治見市長は、審議会の委員を解任する場合又は辞任の申出を承認する場合は、あらかじめ瑞浪市長及び土岐市長と協議しなければならない。

(任期)

第8条 委員の任期は、令和7年7月1日から令和8年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、関係市が必要と認める場合は、関係市の市長の協議により委員の任期を延長することができる。

(会長及び副会長)

第9条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員選任後最初の会議は、多治見市長が招集する。

- 2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、これを招集しなければならない。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 会長は、第5条の調査審議に必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求め、意見を聴くことができる。

(経費の支弁の方法)

第 1 1 条 審議会の運営に要する経費は、関係市が負担する。

2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、関係市の協議により定める負担割合によるものとする。

3 瑞浪市及び土岐市は、前項の規定による負担金を、多治見市に納付しなければならない。

(予算)

第 1 2 条 審議会に関する予算は、多治見市の一般会計の歳入歳出予算に計上するものとする。

(決算報告)

第 1 3 条 多治見市長は、審議会に関する決算を多治見市議会の認定に付したときは、当該決算を瑞浪市長及び土岐市長に報告しなければならない。

(事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程)

第 1 4 条 審議会の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程については、関係市は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(委員の身分の取扱いに関する条例、規則その他の規程)

第 1 5 条 多治見市長は、審議会の委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃しようとする場合は、あらかじめ瑞浪市長及び土岐市長と協議しなければならない。

(庶務)

第 1 6 条 審議会の庶務は、多治見市において行う。

(補則)

第 1 7 条 この規約に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、関係市の市長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

議第46号

令和7年度瑞浪市一般会計補正予算（第2号）

令和7年度瑞浪市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ905,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,720,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年6月5日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,683,123	80,904	2,764,027
	2 国庫補助金	1,081,786	80,904	1,162,690
16 県支出金		1,143,467	7,796	1,151,263
	2 県補助金	380,773	7,796	388,569
17 財産収入		127,500	797,200	924,700
	2 財産売払収入	50,772	797,200	847,972
19 繰入金		1,946,900	3,500	1,950,400
	1 基金繰入金	1,900,169	3,500	1,903,669
21 諸収入		1,184,000	1,500	1,185,500
	4 雑入	348,794	1,500	350,294
22 市債		1,987,200	14,100	2,001,300
	1 市債	1,987,200	14,100	2,001,300
歳入合計		20,815,000	905,000	21,720,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,039,000	932,100	2,971,100
	1 総務管理費	1,619,019	922,000	2,541,019
	3 戸籍住民基本台帳費	144,450	10,100	154,550
3 民生費		6,354,000	14,700	6,368,700
	1 社会福祉費	3,207,430	1,500	3,208,930
	2 児童福祉費	2,928,370	10,200	2,938,570
	3 生活保護費	217,700	3,000	220,700
6 農林水産業費		325,000	600	325,600
	1 農業費	238,855	600	239,455
7 商工費		563,000	△49,000	514,000
	1 商工費	563,000	△49,000	514,000
10 教育費		2,103,000	6,600	2,109,600
	1 教育総務費	272,822	6,600	279,422
	2 小学校費	540,228	0	540,228
	3 中学校費	234,452	0	234,452
歳出合計		20,815,000	905,000	21,720,000

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
瑞浪駅周辺再開発事業(駅北地区)用地取得業務委託料	令和7年度から令和10年度まで	1,000,000
瑞浪市土地開発公社の資金借入に係る債務保証	令和7年度から令和10年度まで	820,000
次期校務支援システム構築等業務委託料	令和8年度	1,899

第3表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
タブレットPC更新事業 (小学校)	9,600	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
タブレットPC更新事業 (中学校)	4,500			

議第 4 7 号

令和 7 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度瑞浪市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 5 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 9 8, 5 0 0 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		174,047	1,500	175,547
	1 一般会計金繰入金	174,047	1,500	175,547
歳入合計		697,000	1,500	698,500

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		17,623	1,500	19,123
	1 総務管理費	13,231	1,500	14,731
歳出合計		697,000	1,500	698,500